

東京23区に在住の方・東京圏在住で、東京23区に通勤している方対象
白老町UIJターン就業者移住支援金事業

東京圏から白老町への移住・就業で 移住支援金を支給します



移住支援金制度

白老

※本事業は予算の範囲内で実施するため、申請状況により年度途中で終了する場合がございます。予めご了承ください。

移住支援金の概要

■ 移住支援金額

世帯の場合… 100万円

単身の場合… 60万円

※18歳未満の世帯員帯同で
最大30万円加算

必要な申請書類や、詳細につきましては、
下記お問い合わせのほか、
白老町ホームページでもご確認いただけます。

■ 対象となる要件

次の①～④すべてを満たしている方

【移住元要件】

①移住する直近10年間のうち、**通算5年以上**、東京23区に**在住or通勤**していた方

②移住する**直前に**、**1年以上**、東京23区に**在住or通勤**していた方

※①②ともに、通勤の場合にあっては、**埼玉・千葉・神奈川**県のいずれかに居住していた方

【移住先要件】

③**白老町**へ転入された方

【就業要件】 a～eのいずれかに該当すること

④-a 就業

(北海道が開設する**マッチングサイト掲載**の法人に新規就業した方)

-b 起業

(北海道が実施する**道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」**の交付決定を受けた方)

-c 専門人材

(**プロフェッショナル人材事業**又は**先導的人材マッチング事業**により就業した方)

-d テレワーク

(**転勤等ではなく**、自己の意思により移住し、**東京23区での仕事を継続**する方)

-e 関係人口

(**関係人口に該当し**、町内の**農林水産業、交通、介護、福祉事務所**に就業又は**起業**した方)

■ 申請方法

・STEP① 予備登録申請

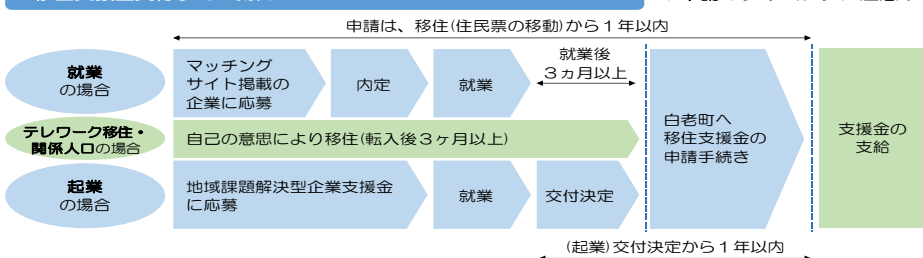
移住支援金の申請を予定している方は、移住支援金対象法人に就業する場合又は専門人材の場合は**就業後1か月以内**に、
起業、テレワーク移住又は関係人口要件で移住をする場合は**転入後1か月以内**に移住支援金交付予備登録書を提出してください。

・STEP② 本申請

白老町に転入後3か月以上1年以内(かつ就業は就業後3か月以上在職した後、起業は道の地域課題解決型企業支援金の交付決定後)に、
必要な書類を提出してください。

移住支援金交付までの流れ

※申請のタイミングに注意!



助成金

お問い合わせ

白老町役場企画振興部企画政策課企画政策室政策推進係
北海道経済部労働政策局産業人材課人材確保支援係

☎0144-82-8213
☎011-251-3896

詳しい内容は
ホームページ上で
ご確認ください。



白老町ホームページ



北海道ホームページ